

バス運行対策費補助金(路線維持費補助金) の事務手続きについて

1. 事業開始 → 着手届提出

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

2. 事業完了 → 県へ完了届提出

※事業の完了とは、補助対象期間の運行が終了した日

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

3. 県へ交付申請及び実績報告書提出

(国からの交付決定通知・額の確定通知があった後、速やかに)

○交付申請は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 県から交付決定通知及び額の確定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから、概ね1か月以内にお支払いいたします。

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局 交通政策課
鳥取県鳥取市東町1-220(鳥取県庁本庁舎6階)
0857 - 26 - 7641 shimonishis@pref.tottori.jp